

令和2年度 介護保険料の減免制度について

第1号被保険者（65歳以上の方）で、次のいずれかに該当することにより、保険料を納入することが困難であると認められる場合は、申請により、保険料の額が減免されることがあります。

減免の要件について、詳しくは、お近くの区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）又は介護保険課へご相談ください。

生活保護基準以下の収入や資産の場合

要件

保険料段階が1～8段階の方で、次のすべてに該当する方（生活保護受給者は除く）

- ①世帯全体の年間年収が生活保護基準以下であること
- ②市民税の課税において、別世帯の方の控除対象配偶者または扶養親族となっていないこと
- ③世帯全体の預貯金額が生活保護基準以下であること
- ④世帯単位で自己の居住用以外の土地または家屋を所有していないこと

減免内容

保険料段階	減免適用額
第1段階の方	第1段階の2/3相当額まで減免
第2～8段階の方	第1段階まで減免

○減免対象期間：申請月から年度内

震災、風水害、火災などにより被災した場合

要件

次のいずれかに該当する方

- ① 第1号被保険者又は主たる生計維持者が災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合（市民税課税者は、同一事由で市民税が減免されていること）
- ② 主たる生計維持者の事業収入が災害による被害を受けたことにより著しく減少した場合

減免内容

①の場合

○損害の程度や収入の状況等により保険料額の全額～4分の1を減免

○減免対象期間：被災月（申請月）から1年間

※広範囲に発生した災害の場合は年度内



②の場合

○減免申請時に賦課されている保険料の額から、減免申請年中に見込まれる所得等の状況により仮算定した保険料との差額を減免

（広範囲に発生した災害の場合は、収入の状況に応じ保険料の全額～10分の8を減免）

○減免対象期間：申請月から年度内

主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合

要件

次のいずれかに該当する方

- ① 主たる生計維持者が死亡し、若しくは災害により行方不明となったこと又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院により、その者の収入が著しく減少した場合
- ② 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合

減免内容

- 減免申請時に賦課されている保険料の額から、減免申請年中に見込まれる合計所得金額により仮算定した保険料との差額を減免
 - 広範囲に発生した災害による場合は、保険料の全額～10分の9を減免
- 減免対象期間：申請月から年度内

刑事施設、労役場等に拘禁された場合

要件

刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと

減免内容

- 拘禁期間の保険料を全額減免
- 減免対象期間：入所月から出所月の前月まで

主たる生計維持者に新型コロナウイルスの影響が認められる場合

要件

次のいずれかに該当する方

- ①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②主たる生計維持者の事業収入等が減少している場合や減少が見込まれる場合

減免内容

- 算出した対象保険料額に全部または10分の8を乗じた額を減免
- 減免対象期間：令和2年2月1日～令和3年3月31日

介護保険料の減免制度について詳しくは、
お近くの区役所区民生活課(中央区役所は窓口サービス課)又は介護保険課へご相談ください